

むつ市用途地域等見直し

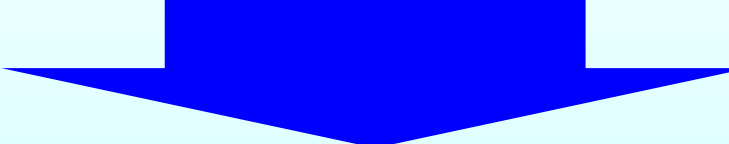
見直し原案説明会

テーマ：用途地域、都市計画道路、臨
港地区見直し原案について

平成22年11月24日

用途地域について

◆用途地域は、都市計画が定める地域地区のうち最も基礎的なもので、住居系、商業系、工業系による建築物の規制・誘導を行い、居住環境の保護や都市機能の維持、増進を図るために定めます。



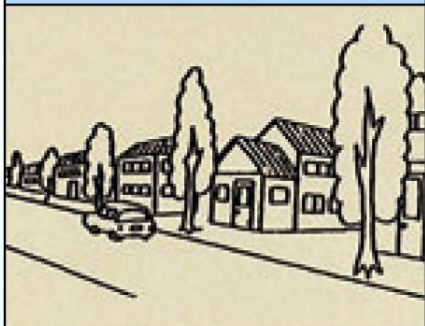
②、④は現在、指定なし

- | | |
|---------------|---------|
| ①第一種低層住居専用地域 | ⑦準住居地域 |
| ②第二種低層住居専用地域 | ⑧近隣商業地域 |
| ③第一種中高層住居専用地域 | ⑨商業地域 |
| ④第二種中高層住居専用地域 | ⑩準工業地域 |
| ⑤第一種住居地域 | ⑪工業地域 |
| ⑥第二種住居地域 | ⑫工業専用地域 |

建築物の用途制限 その1

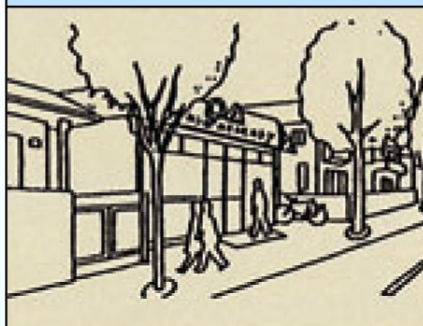
参考:『青森県の都市計画』

第一種低層住居専用地域



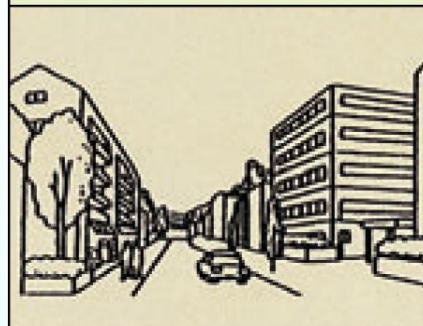
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



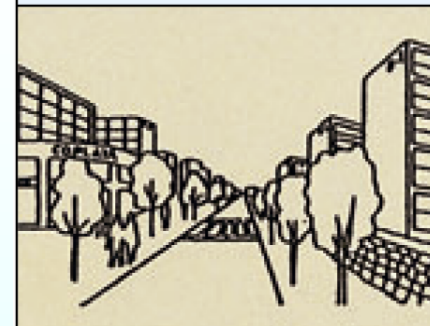
主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



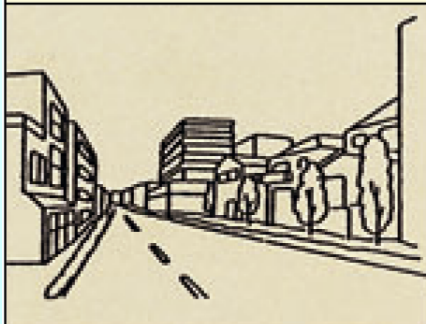
中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地



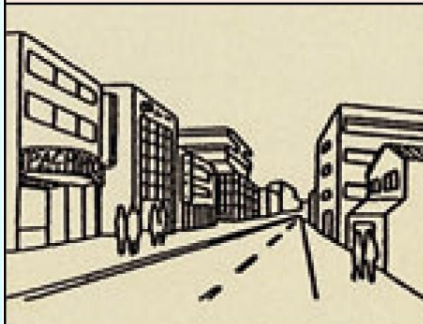
主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



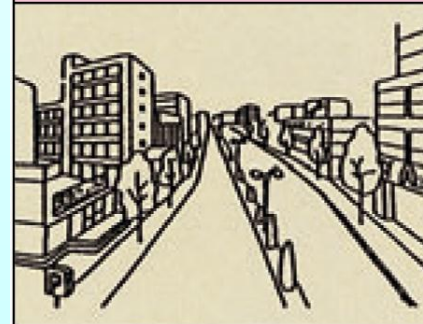
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



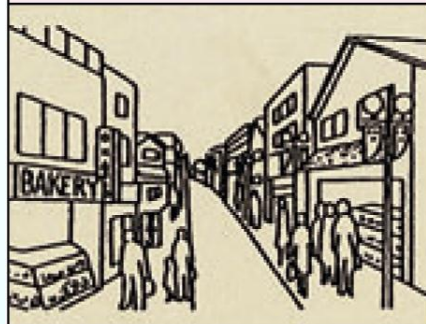
道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

住居系
用途地域

建築物の用途制限 その2

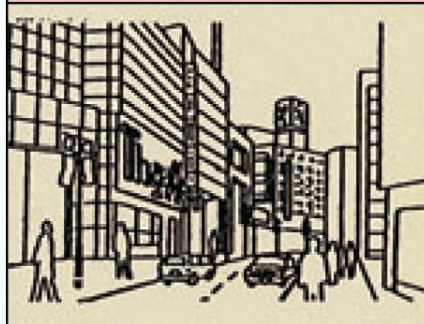
参考:『青森県の都市計画』

近 隣 商 業 地 域



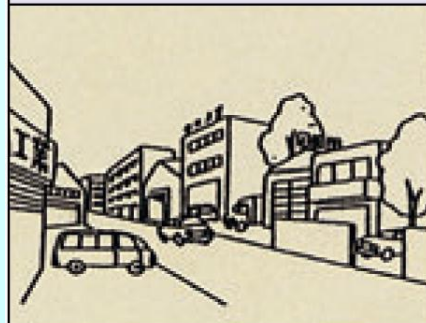
近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商 業 地 域



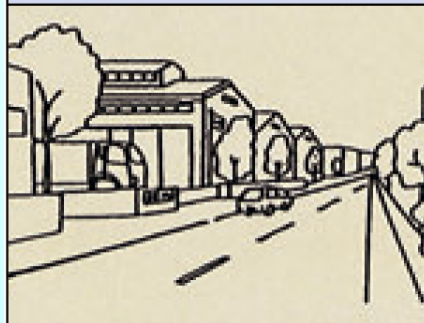
銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準 工 業 地 域



主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

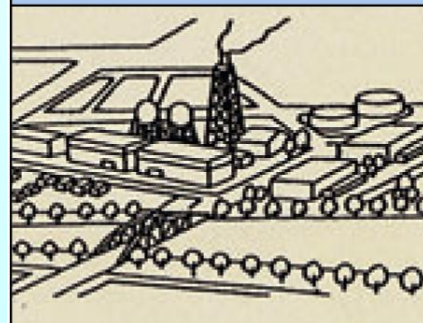
工 業 地 域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

商業系
用途地域

工 業 専 用 地 域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業系
用途地域

建築物の用途制限 その3

参考:『青森県の都市計画』

用途地域内の建築物の主な用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
 建てられるもの  建てられないもの ①、②、③、④、▲面積、階数等の制限あり														
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	●	●	●	●	●	●	●	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業務用品店舗のみ。2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店、宅地建て物取引業等のサービス業用品店舗のみ。2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの			②	③	●	●	●	●	●	●	●	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの				③	●	●	●	●	●	●	●	④	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの					●	●	●	●	●	●	●	④	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え 10,000㎡以下もの						●	●	●	●	●	●	④	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	●	●	●	●	●	●	●	●	▲2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの				▲	●	●	●	●	●	●	●	●	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの				▲	●	●	●	●	●	●	●	●	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの					●	●	●	●	●	●	●	●	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						●	●	●	●	●	●	●	
ホテル、旅館						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等						●	●	●	●	●	●	●	10,000㎡以下に限る
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券、車券発売所等						●	●	●	●	●	●	●	10,000㎡以下に限る
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	●	●	●	●	●	10,000㎡以下に限る ▲客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									●	▲			▲個室付浴場等を除く
大規模	劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬票券発売所、車券売場、勝船投票権発売所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの								●	●	●			

建築物の用途制限 その4

参考:『青森県の都市計画』

用途地域内の建築物の主な用途制限			第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
● 建てられるもの ■ 建てられないもの															
①、②、③、④、▲面積、階数等の制限あり															
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	大学、高等専門学校、専修学校等				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	図書館等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	神社、寺院、教会等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	病院				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	公衆浴場、診療所、保育所等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲ 600㎡以下
工場・倉庫等	自動車教習所						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	●	●	●	●	●	●	① 600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり												
	倉庫業倉庫								●	●	●	●	●	●	
	畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場							①	①	①	②	②	●	●	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境の悪化させるおそれが少ない工場										②	②	●	●	
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												●	●		
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												●	●		
庫等	自動車修理工場						①	①	②	③	③	●	●	●	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	●	●	●	●	●	●	●	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
		量が少ない施設									●	●	●	●	
		量がやや多い施設										●	●	●	
		量が多い施設											●	●	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市計画区域内においては都市計画決定が必要												建築基準法第51条参照

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

用途地域の変更

- ◆むつ市の用途地域に関して、商業地、工業地の住宅地への土地利用転換、むつ市都市計画マスタープランの方針及び住環境の保護を考慮して、適正な土地利用を図るため原案をとりまとめました。
- ◆原案作成に際しては、素案説明会や意見募集を通じていただいた意見を参考に、内容を見直してとりまとめています。

むつ地区用途地域変更総括図(むつ市決定)(原案)

地区	むつ市役所周辺地区Ⅰ
変更内容	近隣商業地域 → 第一種住居地域
面積	約1.0ha

地区	柳町二丁目地区
変更内容	第一種低層住居専用地域 → 第一種中高層住居専用地域
面積	約1.0ha

地区	むつ市役所周辺地区Ⅱ
変更内容	近隣商業地域 → 第二種住居地域
面積	約5.7ha

地区	山田町地区
変更内容	第一種低層住居専用地域 → 第一種中高層住居専用地域
面積	約5.8ha

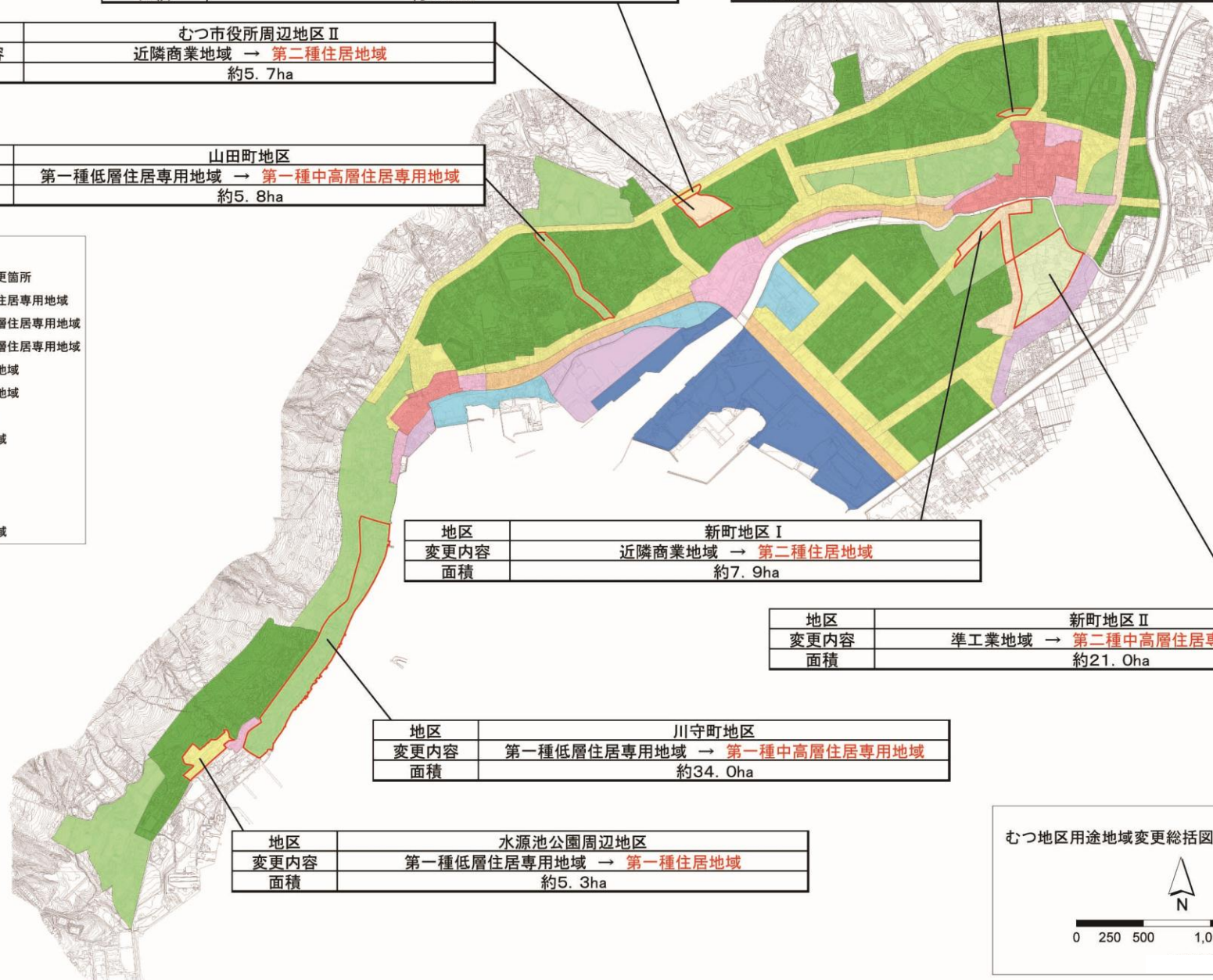
凡例	
	用途地域変更箇所
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

地区	新町地区Ⅰ
変更内容	近隣商業地域 → 第二種住居地域
面積	約7.9ha

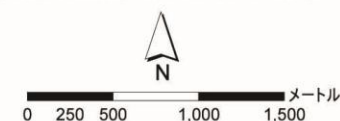
地区	新町地区Ⅱ
変更内容	準工業地域 → 第二種中高層住居専用地域
面積	約21.0ha

地区	川守町地区
変更内容	第一種低層住居専用地域 → 第一種中高層住居専用地域
面積	約34.0ha

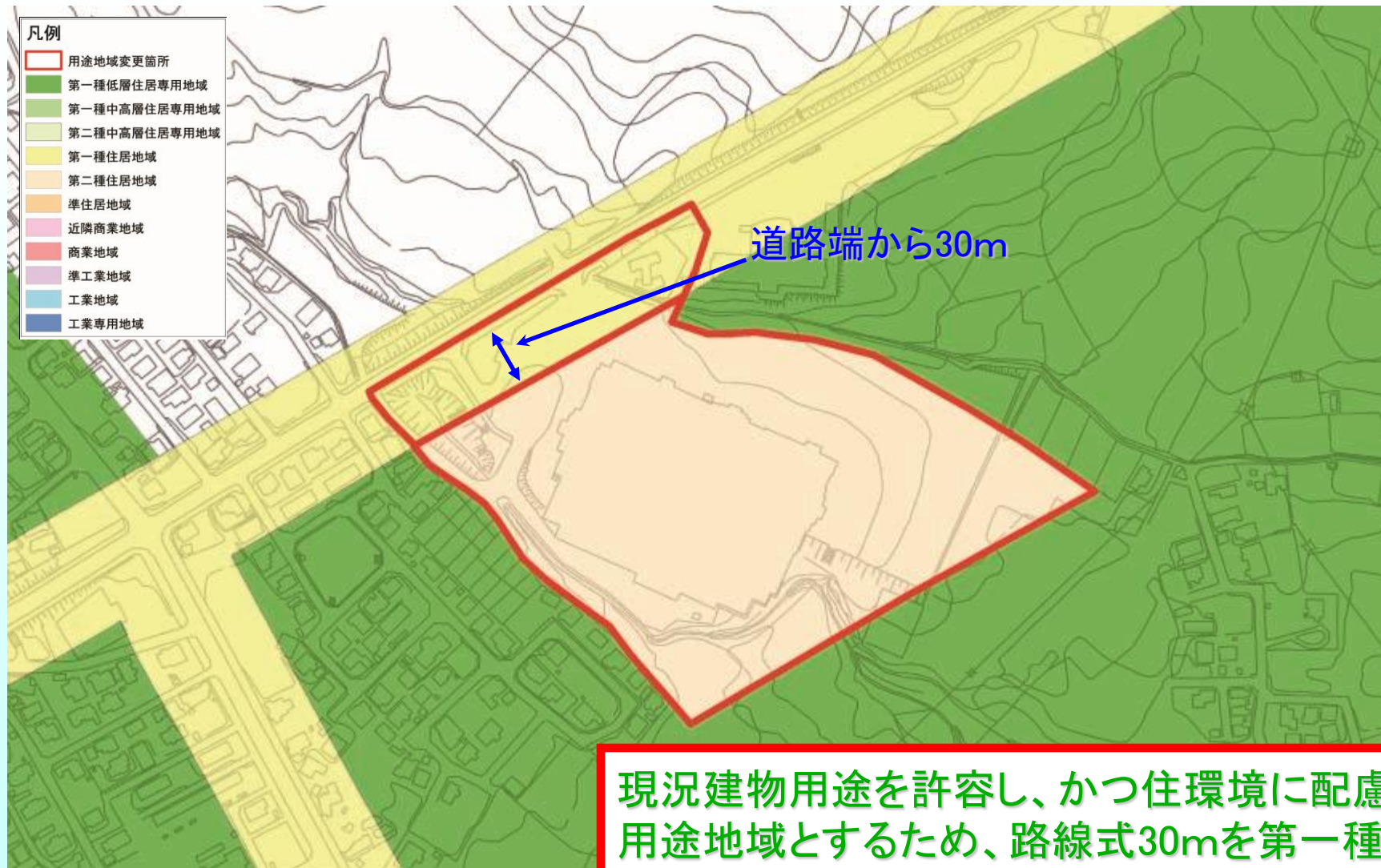
地区	水源池公園周辺地区
変更内容	第一種低層住居専用地域 → 第一種住居地域
面積	約5.3ha



むつ地区用途地域変更総括図(むつ市決定)(原案)



むつ市役所周辺地区Ⅰ、Ⅱ



現況建物用途を許容し、かつ住環境に配慮した用途地域とするため、路線式30mを第一種住居地域に、後背地を第二種住居地域に指定する。

凡例

- 用途地域変更箇所
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

柳町二丁目地区

用途境界から50m

田名部地区の中心市街地に隣接しており、周辺の幹線道路沿道に第一種住居地域が路線式30mで指定されている。
その第一種住居地域の後背に広がる第一種低層住居専用地域の住環境を保全するために、緩衝帯機能を有する住居系の用途地域が必要となる。
以上より、路線式50mを第一種中高層住居専用地域に指定する。

山田町地区

凡例	
	用途地域変更箇所
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

道路中心線から35m
(平均幅員10mのため)

主要な生活道路であり、さらに歩道等が整備された場合、道路機能の重要性は高まる。よって、住環境の保全及び周辺の低層住宅地の立地状況を考慮すると、緩衝帯機能を有する路線式30mを第一種中高層住居専用地域に指定する。

新町地区 I

凡例

- 用途地域変更箇所
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

南北を通る沿道では住居系土地利用への転換が進んでいるため、用途の連続性を考慮し、第二種住居地域に指定する。

新町地区Ⅱ

凡例	
	用途地域変更箇所
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

むつ市都市計画マスタープランの方針から商業系土地利用を展開すべきでない地区であることから、現況建物用途を許容し、かつ住環境に配慮した用途地域とするため、第二種中高層住居専用地域に指定する。

道路端から40m

川守町地区

凡例

- 用途地域変更箇所
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

むつ市都市計画マスタープランの方針から歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、小規模な商業施設を許容し、かつ住環境に配慮した用途地域とするため、第一種中高層住居専用地域に指定する。

むつ地区用途地域変更計画図(むつ市決定)(原案)

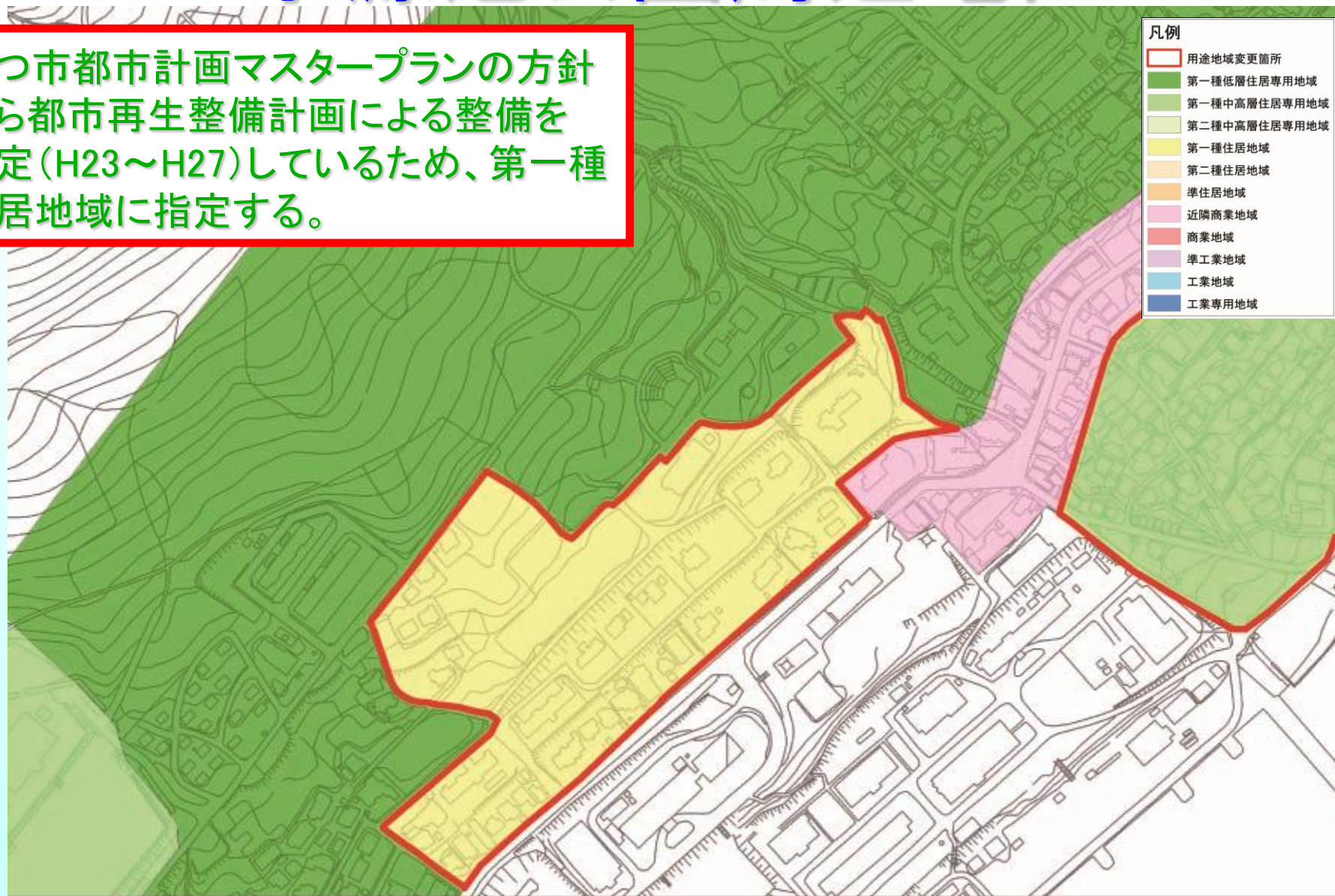
むつ1



0 50 100 200 300 400 500 メートル

水源池公園周辺地区

むつ市都市計画マスタープランの方針から都市再生整備計画による整備を予定(H23～H27)しているため、第一種住居地域に指定する。



大畑地区用途地域変更総括図(むつ市決定)(原案)

凡例

- 用途地域変更箇所
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域

地区	大畑川周辺地区
変更内容	近隣商業地域 → 第二種住居地域
面積	約2.2ha

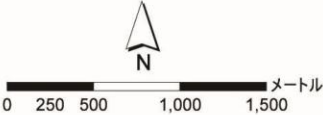
地区	国道279号沿道地区
変更内容	近隣商業地域 → 第二種住居地域
面積	約2.1ha

地区	新町地区Ⅰ
変更内容	商業地域 → 近隣商業地域
面積	約4.0ha

地区	正津川平地区
変更内容	準工業地域 → 第一種住居地域
面積	約4.2ha

地区	新町地区Ⅱ
変更内容	近隣商業地域 → 第二種住居地域
面積	約0.9ha

大畑地区用途地域変更総括図(むつ市決定)(原案)



国道279号沿道地区



現行の立地施設や、周辺の用途地域を考慮して、第二種住居地域に指定する。

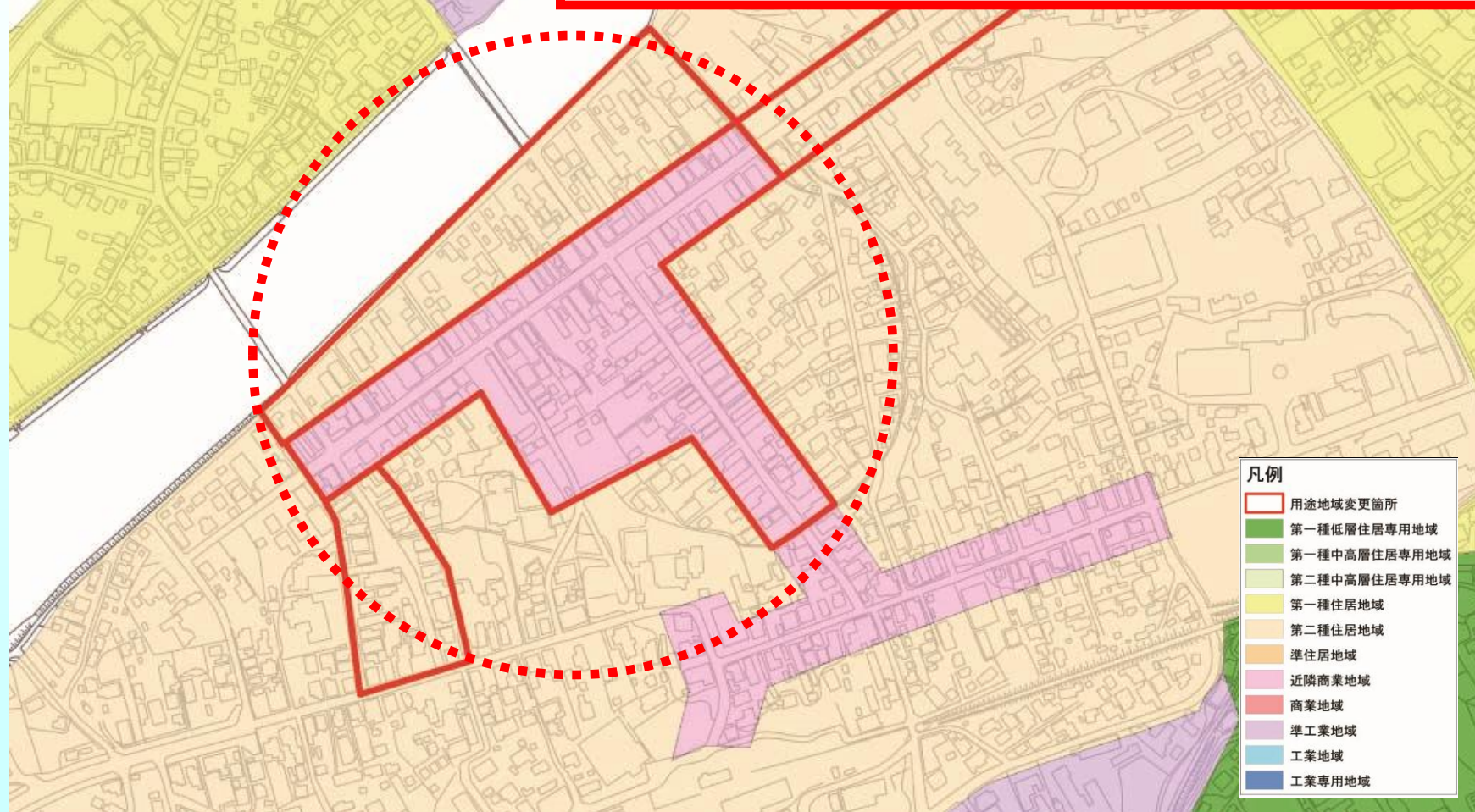
凡例	
	用途地域変更箇所
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

大畑川周辺地区



新町地区Ⅰ

現行の立地施設、むつ市都市計画マスタープランでの商業・交流拠点としての将来像を考慮し、近隣商業地域に指定する。



新町地区Ⅱ

現行の立地施設や、周辺の用途地域を考慮して、第二種住居地域に指定する。

凡例	
	用途地域変更箇所
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

正津川平地区

現況建物用途を許容し、かつ住環境に配慮した用途地域とするため、第一種住居地域に指定する。

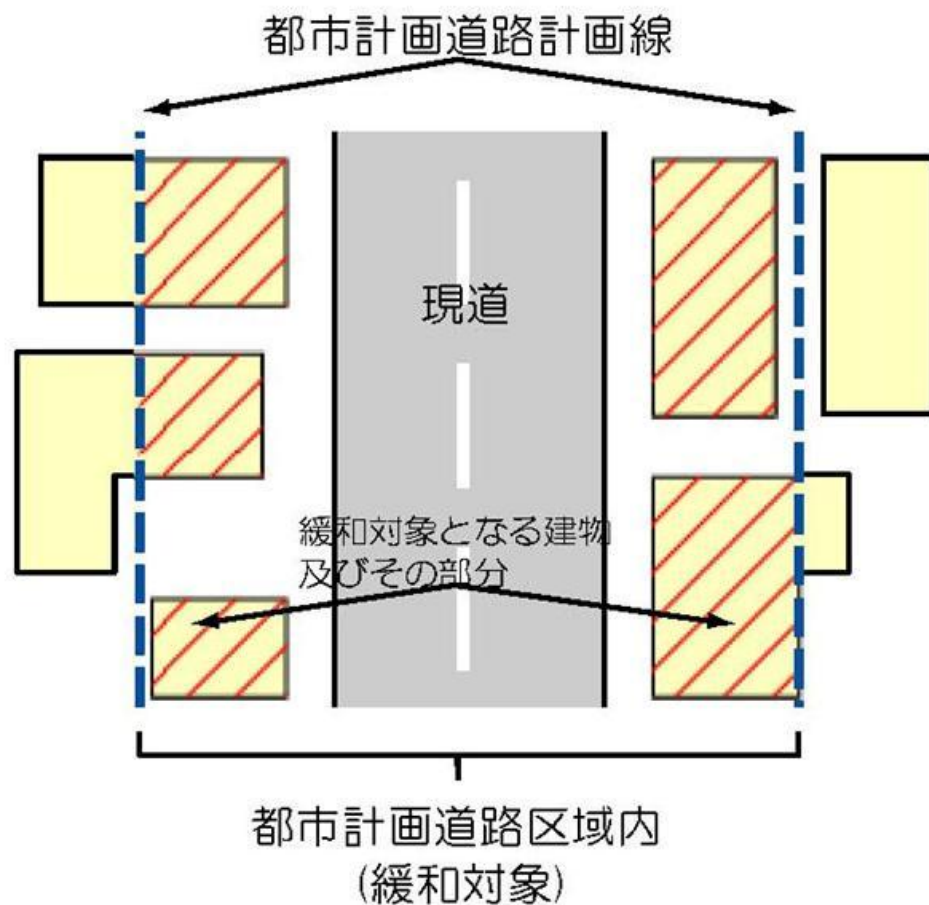
凡例

- 用途地域変更箇所
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

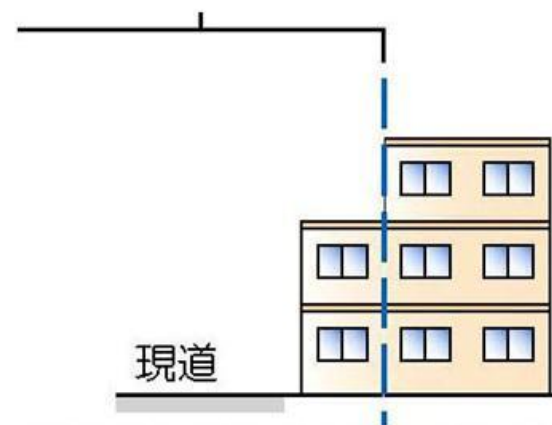
都市計画道路について

- ◆都市計画道路は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路で、都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの（階数2階以下でかつ木造等）以外の建築制限を行うものです。（都市計画法第53条による制限）
- ◆都市計画道路はその種別や規模により、県決定（国道、県道、市道等のうち4車線以上）と市決定（市道等のうち4車線未満）に区分されます。

都市計画道路の建築制限



都市計画道路区域内



階数が2以下で、かつ
地階を有しないこと

木造等の比較的容易に除去
できるものに限る

参考：青森県資料

都市計画道路の変更

- ◆むつ市都市計画マスタープラン、むつ市都市計画基礎調査等のデータをもとに、都市計画区域における土地利用を考慮して、都市機能の維持を図るために既存道路を利活用した街路網を検討し、原案をとりまとめました。
- ◆また、都市計画道路見直しガイドラインに従って、長期間着手していない路線について、今後の整備可能性を検討して原案に反映しています。
- ◆市決定に関する道路について説明します。

むつ地区都市計画道路新旧対照図（むつ市決定）（原案）

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・4・3	金曲金谷線	むつ市金曲一丁目	むつ市金谷二丁目	海老川町	約 2,760 m	地表式	20 m
変更後	3・4・3	金曲金谷線	むつ市金曲一丁目	むつ市金谷二丁目	海老川町	約 2,520 m	地表式	2車線 20 m

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・5・4	金曲後田線	むつ市金曲一丁目	むつ市大字田名部平後田	海老川町	約 2,330 m	地表式	12 m
変更後	3・5・4	海老川むつ病院線	むつ市小川町一丁目	むつ市小川町一丁目	小川町	約 920 m	地表式	2車線 12 m

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・4・1	横道町大平町線	むつ市横道町二丁目	むつ市大平町	金谷、中央	約 5,610 m	地表式	20 m
変更後	3・4・1	横道町大平町線	むつ市横道町二丁目	むつ市大平町	金谷、中央	約 5,610 m	地表式	2車線 20 m

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・5・6	大平町山田線	むつ市大平町	むつ市山田町	山田町	約 900 m	地表式	12 m
変更後	3・5・6	-	-	-	-	-	-	-

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・5・9	大平町金川町線	むつ市大平町	むつ市金川町	-	約 910 m	地表式	12 m
変更後	3・5・9	-	-	-	-	-	-	-

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・5・10	大平町大湊町線	むつ市大湊町	むつ市大湊町	-	約 590 m	地表式	12 m
変更後	3・5・10	大湊駅前線	むつ市大湊町	むつ市大湊町	大湊町	約 80 m	地表式	2車線 12 m

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・5・8	横道町明神川線	むつ市横道町一丁目	むつ市明神川一丁目	田名部町	約 500 m	地表式	12 m
変更後	3・5・8	横道町明神川線	むつ市横道町一丁目	むつ市明神川一丁目	田名部町	約 500 m	地表式	2車線 12 m

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・5・5	昭和町移の本線	むつ市緑町	むつ市中央一丁目	緑町	約 2,260 m	地表式	12 m
変更後	3・5・5	-	-	-	-	-	-	-

	名 称		位 置			区 域	構 造	車 線 幅員
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地			
変更前	3・5・11	大湊町八森線	むつ市大湊町	むつ市大湊町	大湊町	約 360 m	地表式	12 m
変更後	3・5・11	大湊町八森線	むつ市大湊町	むつ市大湊町	大湊町	約 260 m	地表式	2車線 12 m

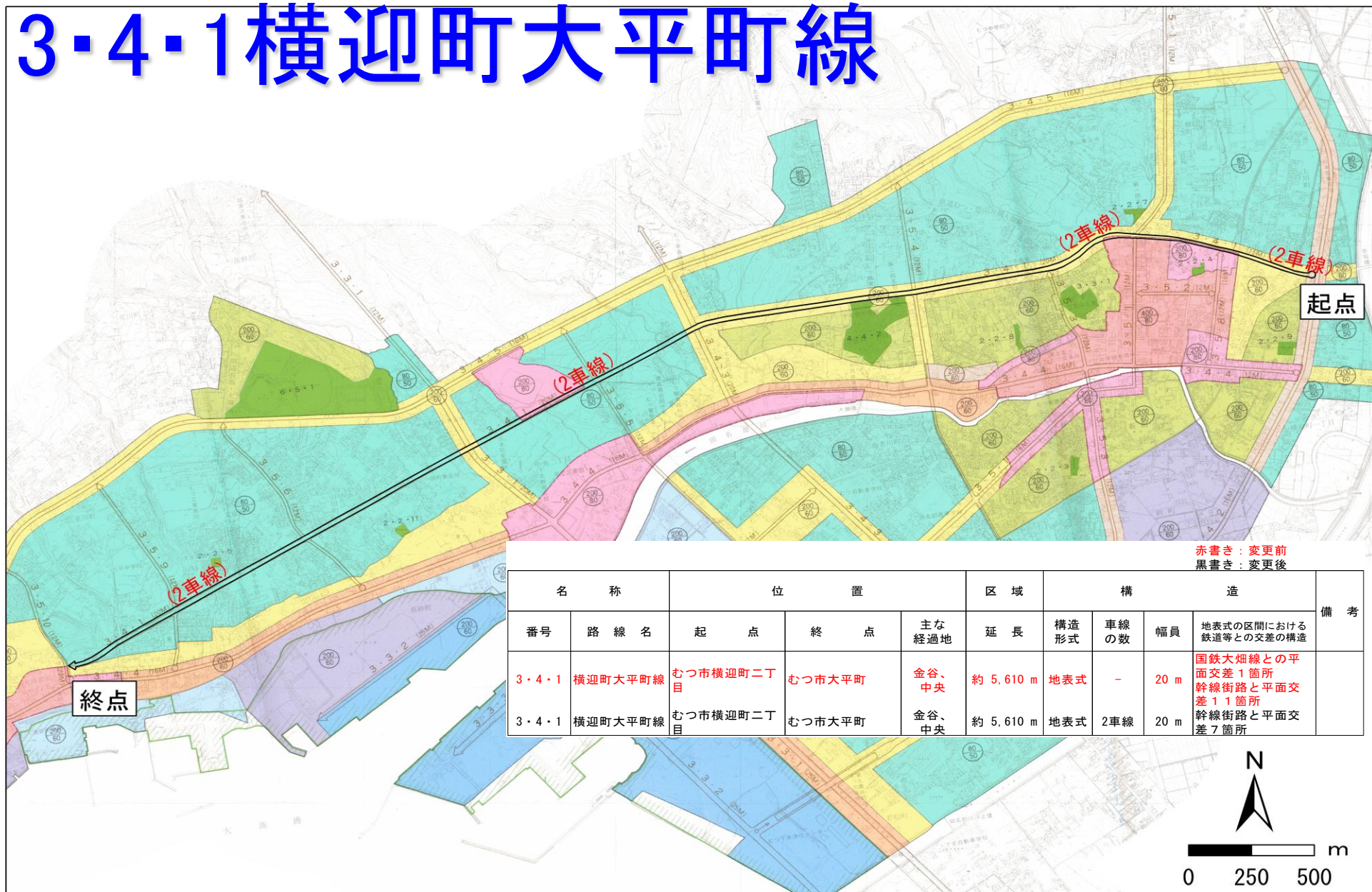
凡 例	
変更区間	
廃止路線（区間）	

むつ地区都市計画道路新旧対照図（むつ市決定）（原案）



メートル
0 250 500 1,000 1,500

3・4・1横迎町大平町線



凡 例

廃止路線（区間）

赤書き：変更前
黒書き：変更後

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
3・4・3	金曲金谷線	むつ市金曲一丁目	むつ市金谷二丁目	海老川町	約 2,760 m	地表式	-	20 m	国鉄大畑線との平面 交差 1 箇所 幹線街路と平面交 差 6 箇所	
3・4・3	金曲金谷線	むつ市金曲一丁目	むつ市金谷二丁目	海老川町	約 2,520 m	地表式	2車線	20 m	幹線街路と平面交 差 6 箇所	

①
終点

約240m廃止

②

①終点から廃止起点方向

3・4・3金曲
金谷線



0 250 500 m



②廃止起点から終点方向

起点



凡 例

廃止路線（区間）



②田名部川左岸から
終点方向

③起点から終点方向

①終点から起点方向

3・5・5昭和町 杉の木線（廃止）



0 250 500 m

赤書き：変更前 黒書き：変更後										
番号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地	区 域	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	備 考
3・5・5	昭和町杉の木線	むつ市緑町	むつ市中央一丁目	緑町	約 2,260 m	地表示	-	-	12 m	国鉄大畑線との平面交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所
3・5・5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

起点

凡 例

廃止路線（区間）



赤書き：変更前
黒書き：変更後

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
3・5・6	大平町山田線	むつ市大平町	むつ市文京町	山田町	約 900 m	地表式	-	12 m	幹線街路と平面交 差3箇所	
3・5・6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



①終点側から起点方向



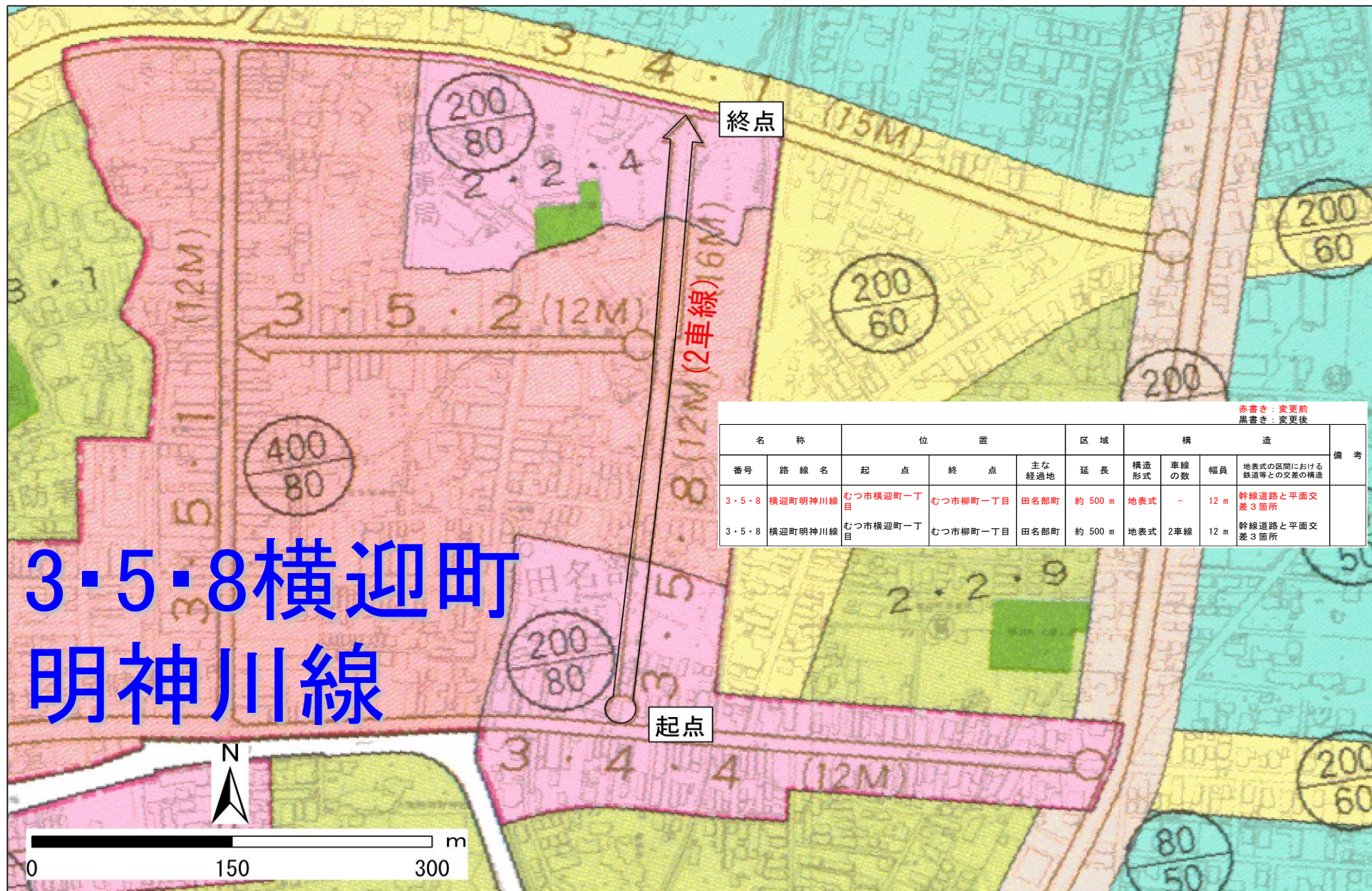
②起点から終点方向

3・5・6大平町
山田線（廃止）



0 150 300 m

3・5・8横迎町 明神川線





①
終点

凡 例	
廃止路線（区間）	

3・5・9大平町 並川町線（廃止）

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
3・5・9	大平町並川町線	むつ市大平町	むつ市並川町		約 910 m	地表式	-	12 m	幹線道路と平面交差3箇所	
3・5・9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

赤書き：変更前
黒書き：変更後



起点

②



0 150 300 m

凡 例

廃止路線（区間）



①

終点



①終点から起点方向

約510m廃止

3・5・10大湊駅前線

赤書き：変更前
黒書き：変更後

黒書き：歴史変

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
3・5・10	大平町大湊新町線	むつ市大湊新町	むつ市大湊新町		約 590 m	地表式	-	12 m	幹線道路と平面交差 3 箇所	
3・5・10	大湊駅前線	むつ市大湊新町	むつ市大湊新町	大湊新町	約 80 m	地表式	2車線	12 m	幹線道路と平面交差 1 箇所	



0 50 100 m



②起点側から終点方向

②

(2車線)

起点

凡 例

廃止路線（区間）



赤書き：変更前
黒書き：変更後

番号	路 線 名	位 置		主 要 経 過 地	区 域	構 造				備 考
		起 点	終 点			構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
3・5・11	大湊浜町八森線	むつ市大湊浜町	むつ市大湊浜町	大湊浜町	約 360 m	地表式	-	12 m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
3・5・11	大湊浜町八森線	むつ市大湊浜町	むつ市大湊浜町	大湊浜町	約 260 m	地表式	2車線	12 m	幹線街路と平面交差 1 箇所	

終点



①廃止終点から起点方向

3・5・11大湊
浜町八森線



0 50 100 m

(2車線)



②起点から廃止終点方向

約100m廃止

起点

大畑地区都市計画道路新旧対照図（むつ市決定）（原案）

	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・5・4	中島新町線	大畑町大字大畑字中島	大畑町大字大畑字新町			約 630 m	地表面式	12 m
変更後	大畑 3・5・4	-	-	-	-	-	-	-	-

	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・4・4	本町通板下線	大畑町大字大畑字本町	大畑町大字大畑字通板下	大字大畑字新町		約 670 m	地表面式	16 m
変更後	大畑 3・4・4	-	-	-	-	-	-	-	-

	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・4・1	渡松ノ木線	大畑町大字大畑字渡松ノ木	大畑町大字大畑字松ノ木	大字大畑字津川		約 1,770 m	地表面式	19 m
変更後	3・4・8	大畑町大字大畑字渡松ノ木	むつ市大畑町本町	むつ市大畑町松ノ木	大畑町大字大畑字松ノ木		約 880 m	地表面式	2車線 19 m

	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・5・3	重町松ノ木線	大畑町大字大畑字重町	大畑町大字大畑字松ノ木			約 1,330 m	地表面式	12 m
変更後	大畑 3・5・3	-	-	-	-	-	-	-	-

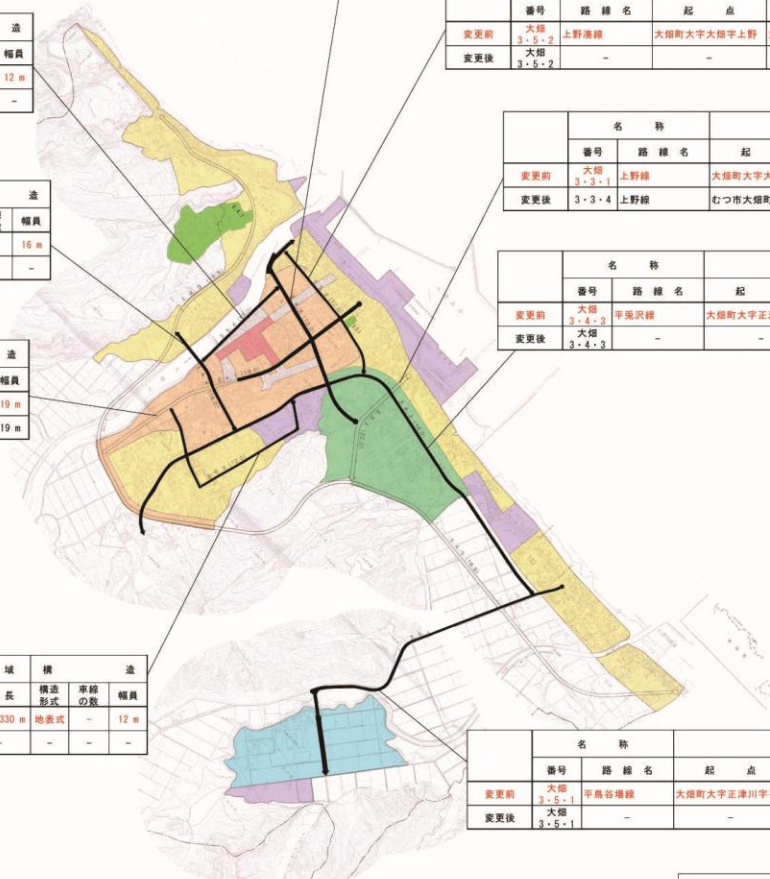
	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・4・2	上野通線	大畑町大字大畑字上野	大畑町大字大畑字津	大字大畑字中島		約 1,330 m	地表面式	19 m
変更後	大畑 3・4・2	-	-	-	-	-	-	-	-

	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・5・2	上野通線	大畑町大字大畑字上野	大畑町大字大畑字津	大字大畑字中島		約 860 m	地表面式	12 m
変更後	大畑 3・5・2	-	-	-	-	-	-	-	-

	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・3・1	上野線	大畑町大字大畑字上野	大畑町大字大畑字上野	大字大畑字上野		約 760 m	地表面式	2車線 22 m
変更後	3・3・4	上野線	むつ市大畑町上野	むつ市大畑町上野	大畑町上野		約 740 m	地表面式	2車線 22 m

	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・4・3	平屋沢線	大畑町大字正津川字平	大畑町大字大畑字平屋沢	大字大畑字上野		約 3,090 m	地表面式	16 m
変更後	大畑 3・4・3	-	-	-	-	-	-	-	-

	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地		延長 形式	車線 の数	幅員
変更前	大畑 3・5・1	平島谷場線	大畑町大字正津川字平	大畑町大字正津川字島谷場	大字正津川字島谷		約 2,200 m	地表面式	12 m
変更後	大畑 3・5・1	-	-	-	-	-	-	-	-



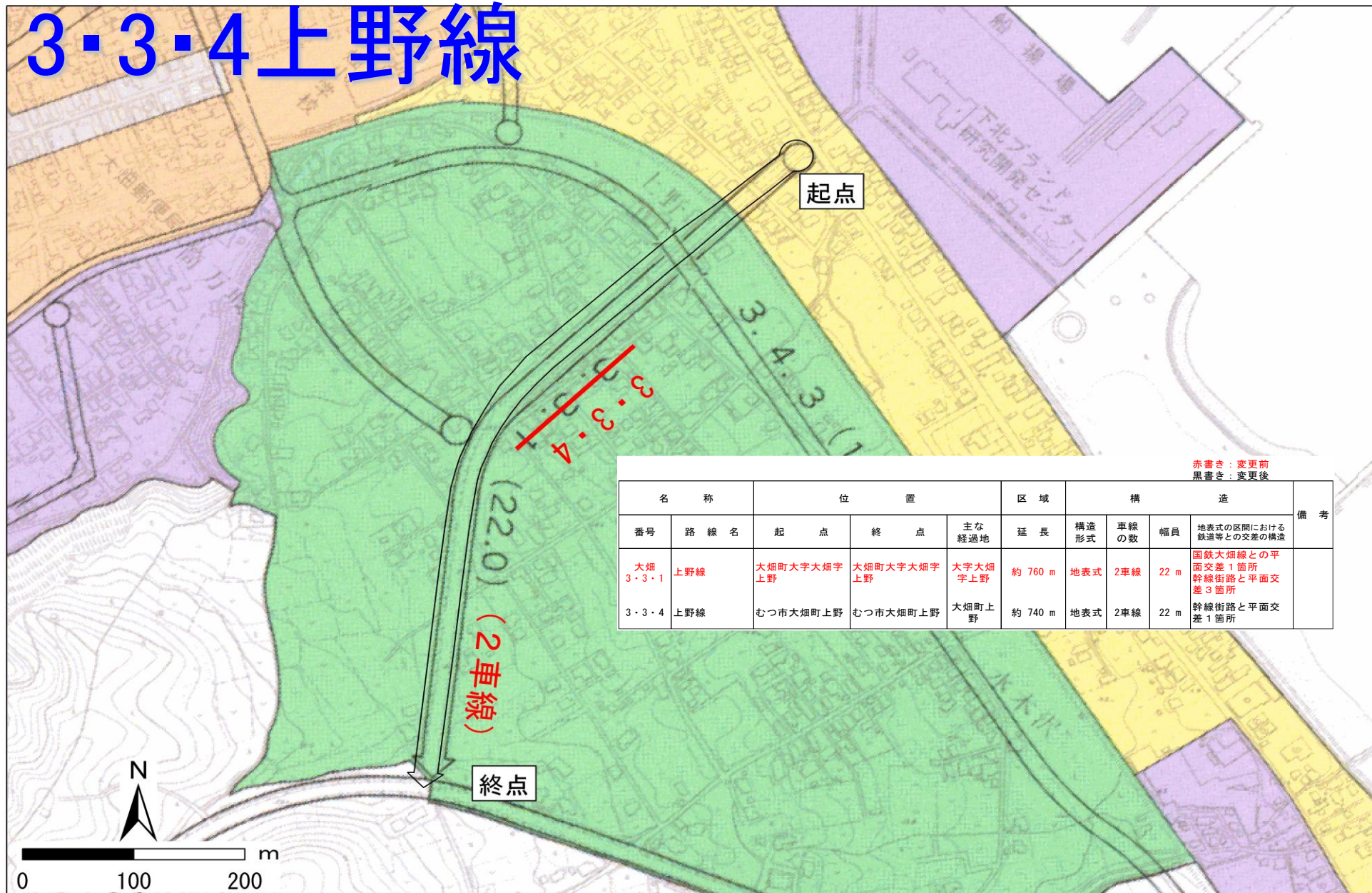
大畑地区都市計画道路新旧対照図
（むつ市決定）（原案）



メートル
0 250 500 1,000 1,500

凡 例	
変更区間	—
廃止路線（区間）	—

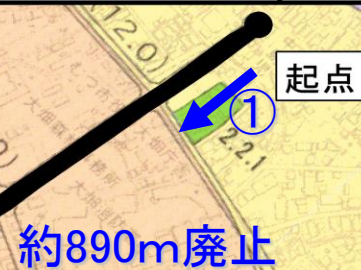
3・3・4上野線



3・4・8大畑本町 松ノ木線



凡 例	
廃止路線（区間）	



終点

赤書き：変更前 黒書き：変更後										
番号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	備 考
大畑 3・4・1	湊松ノ木線	大畑町大字大畑字 湊	大畑町大字大畑字 松ノ木	大字大畑 字本町	約 1,770 m	地表式	-	19 m	幹線街路と平面交 差 5 箇所	
3・4・8	大畑本町松ノ木 線	むつ市大畑町本町	むつ市大畑町松ノ 木	大畑町 松ノ木	約 880 m	地表式	2車線	19 m	幹線街路と平面交 差 1 箇所	



0 150 300 m

大畑3・4・2 上野湊線(廃止)

① 終点から起点方向



② 屈曲部から起点方向



③ 起点から終点方向



終点

凡 例

廃止路線 (区間)

赤書き: 変更前
黒書き: 変更後

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造	
大畑 3・4・2	上野湊線	大畑町大字大畑字 上野	大畑町大字大畑字 湊	大字大畑 字中島	約 1,330 m	地表式	-	19 m	国鉄大畑線との平 面交差1箇所 幹線街路と平面交 差5箇所	
大畑 3・4・2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



0 150 300 m



凡 例

廃止路線（区間）

赤書き：変更前
黒書き：変更後

名 称		位 置		区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
大畑 3・4・4	本町湯坂下線	大畑町大字大畑字 本町	大畑町大字大畑字 湯坂下	大字大畑 字新町	約 670 m	地表式	-	16 m	幹線道路と平面交 差4箇所
大畑 3・4・4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

終点



①終点から起点方向



②大畑川右岸から
終点方向

大畑3・4・4 本町湯坂下線（廃止）



0 50 100 m

起点



③起点から終点方向

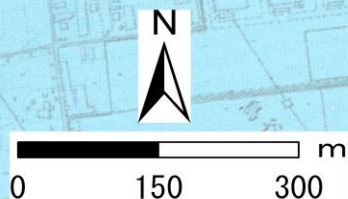
大畑3・5・1 平鳥谷場線(廃止)

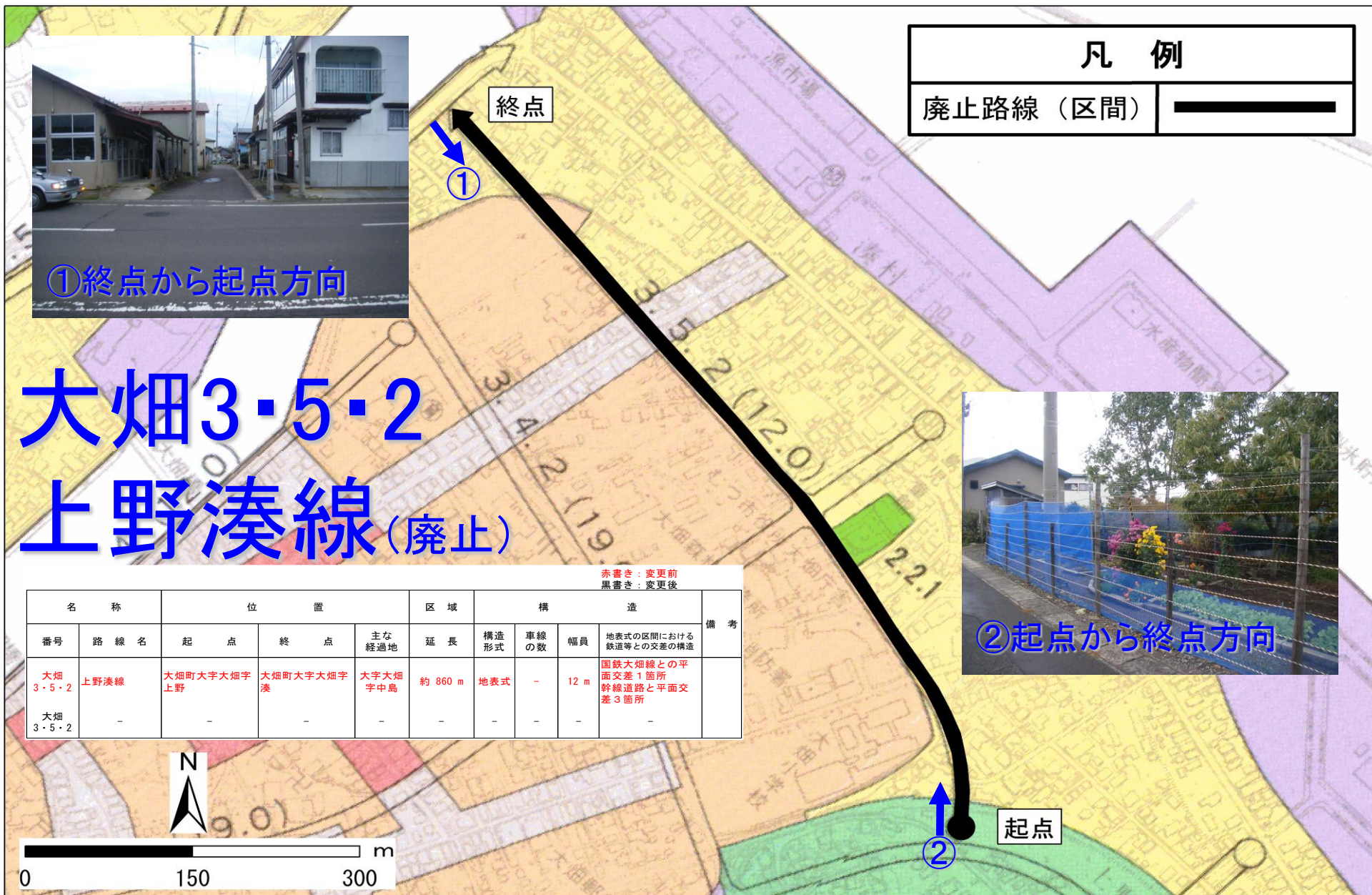
凡 例	
廃止路線（区間）	



赤書き：変更前
黒書き：変更後

名 称		位 置			区 域	構 造			
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
大畑 3・5・1	平鳥谷場線	大畑町大字正津川 字平	大畑町大字正津川 字鳥谷場	大字正津 川 字戦敷	約 2,200 m	地表式	-	12 m	国鉄大畑線との平面 交差 1 箇所 幹線道路と平面交 差 2 箇所
大畑 3・5・1	-	-	-	-	-	-	-	-	-





大畑3・5・3 東町松ノ木線(廃止)

凡 例	
廃止路線（区間）	

終点

①



①終点から起点方向



②屈曲部から起点方向



0 50 100 m



③屈曲部から終点方向



④起点から終点方向

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
大畑 3・5・3	東町松ノ木線	大畑町大字大畑字 東町	大畑町大字大畑字 松ノ木	-	約 1,330 m	地表式	-	12 m	幹線道路と平面交 差3箇所	
大畑 3・5・3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

赤書き：変更前
黒書き：変更後

大畑3・5・4 中島新町線(廃止)



凡 例	
廃止路線（区間）	

起点

終点



0 100 200 m

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
大畑 3・5・4	中島新町線	大畑町大字大畑字 中島	大畑町大字大畑字 新町		約 630 m	地表式	-	12 m	幹線道路と平面交 差2箇所	
大畑 3・5・4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

赤書き：変更前
黒書き：変更後

臨港地区について

- ◆臨港地区は、都市計画法第9条22項により港湾を管理運営するため定める地域地区です。
- ◆臨港地区は、都市計画法第23条4号により、港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものとされています。

臨港地区の変更

- ◆港湾開発計画の変更により、都市計画道路の廃止を行ったことに伴って、臨港地区を解除して土地の有効利用を図るために原案をとりまとめました。

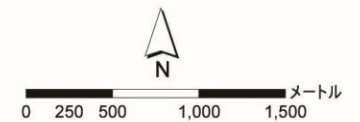
臨港地区変更総括図(むつ市決定)(原案)



地区	下北駅周辺地区
変更内容	区域の解除
面積	約61.1ha

凡例
 臨港地区解除区域

臨港地区変更総括図(むつ市決定)(原案)



臨港地区変更計画図(むつ市決定)(原案)

凡例

- 臨港地区解除区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



今後の見直し作業スケジュール

